⑶　Time-limit to express interests：4：00 PM, 18, May, 2018

⑷　Time-limit for the submission of proposals：4：00 PM, 12, July, 2018

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal：Designing & Planning Team, Project Coordination Department, East Japan Urban Renaissance Office, Urban Renaissance Agency, 13th Floor, Shinjuku Island Tower Building, 6―5―1, Nishishinjyuku Shinjyuku-ku, Tokyo 163―1313 TEL 03―5323―0656

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年4月23日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務（設計等業務における協定型一括入札方式を採用）

⑶　業務範囲

1）設計業務　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物について、建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る⑷1）～4）の業務を行うこととする。A―1、A―2、B、C街区の4街区を対象とし、B街区は改修設計（耐震改修・増築含む）を含む業務範囲とする。

2）工事監理業務　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物について、工事監理に係る⑷5）～7）の業務を行うこととする。A―1、A―2、C街区に係る除却工事監理、A―2、C街区に係る新築工事監理を業務範囲とする。

⑷　業務内容と履行期限

1）当初業務

業務名称　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（全街区）基本設計等業務

業務内容　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（全街区）に係る以下の業務とします。

①　基本設計業務

②　権利者合意形成に係る設計資料作成等業務

③　既存建物解体設計業務

履行期限　契約締結日翌日から平成31年3月29日まで

2）契約予定業務その1

業務名称　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（全街区）総合監修業務

業務内容　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（全街区）に係るデザイン監修業務、（C街区）に係る設計意図伝達等業務、（A―2街区）に係る設計意図伝達業務

履行期間　契約締結日翌日から平成37年3月31日

（1次指定）平成34年3月31日まで（C街区に係る設計意図伝達等業務の完了）

（2次指定）平成35年3月31日まで（A―2街区に係る設計意図伝達業務の完了）

3）契約予定業務その2

業務名称　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（A―2街区）実施設計等業務

業務内容　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（A―2街区）に係る実施設計、積算業務

履行期間　契約締結日翌日から平成32年8月31日

（1次指定）平成32年3月31日まで（積算業務を除く全ての業務の完了）

4）契約予定業務その3

業務名称　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（C街区）工事費算定設計等業務

業務内容　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（C街区）に係る工事費算定設計、積算業務

履行期間　契約締結日翌日から平成32年1月31日

（1次指定）平成31年8月30日まで（積算業務を除く全ての業務の完了）

5）契約予定業務その4

業務名称　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発既存施設建築物（A街区、C街区）除却工事監督業務

業務内容　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発既存施設建築物（A街区、C街区）除却工事に係る工事監督業務

履行期間　契約締結日翌日から平成33年4月15日

6）契約予定業務その5

業務名称　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（A―2街区）工事監督業務

業務内容　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（A―2街区）に係る工事監督業務

履行期間　契約締結日翌日から平成35年5月31日

7）契約予定業務その6

業務名称　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（C街区）工事監督業務

業務内容　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（C街区）に係る工事監督業務

履行期間　契約締結日翌日から平成34年5月31日

⑸　業務実施形態　本業務は、当初業務及び契約予定業務その1・その2・その3・その4・その5・その6の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき設計等業務請負契約を締結する協定型一括入札方式を採用した業務である。

2　申請の時期　平成30年4月23日（月）から平成30年5月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成30年5月18日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成30年4月23日から独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部経理課（〒163―1313 東京都新宿区西新宿6―5―1　新宿アイランドタワー13F　電話03―5323―0469）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書」（4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月3日官報（政府調達第185号）公示）5の⑴から⑵までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。⑥については設計共同体の代表者が満たすこと。⑦についてはいずれかの構成員が満たすこと。ただし、⑦については、協力事務所でも可とする。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。

②　当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。